

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	滝沢市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.takizawa.iwate.jp/admin/keiei/_9132.html

執行機関名 滝沢市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例(昭和48年滝沢村条例第19号)の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭の者)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号)別表第3の項 滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例(昭和48年滝沢村条例第19号)の規定による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この条例は、子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭の者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭の者の福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例 滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例施行規則